

三田市の組織及びその事務管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (構成等)</p> <p>第2条 市の組織として部を置く。</p> <p>2 部は、その管理する事務について具体的な目標を定め、相互に連携し、一体となって業務を遂行することにより、前条の目的の達成を図るものとする。 (組織の事務)</p> <p>第3条 部が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>企画財政部</u></p>	<p>第1条 省略 (構成等)</p> <p>第2条 市の組織として部、室及び課(以下「部等」という。)を置く。</p> <p>2 部等は、その管理する事務について具体的な目標を定め、相互に連携し、一体となって業務を遂行することにより、前条の目的の達成を図るものとする。 (組織の事務)</p> <p>第3条 部等が管理する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p><u>地域戦略室</u></p> <p>(1) 市民、事業者、行政が共に手を携えて、ふるさとに誇りと愛着をもって進める協働のまちづくりを基本とした政策立案と総合調整</p> <p>(2) 市政の基本方針など主要な政策の企画立案、総合調整により市の組織が一体となって進める行財政改革の推進</p> <p>(3) 市政に関する重要な情報の収集、調査、調整など秘書</p> <p>(4) 市の魅力の内外への発信と積極的でわかりやすい市政情報の提供</p> <p>(5) だれもが移動しやすく、利便性の高い交通環境の実現</p> <p><u>危機管理課</u></p> <p>(1) 危機への適切な準備と対応による市民や地域の安全の確保</p> <p>(2) 犯罪や事故の未然防止と暮らしの安全安心の確保</p> <p><u>経営管理部</u></p> <p>(1) 市民、市の行政ニーズに即した条例、規則等の適正な管理と市議会との連絡調整</p> <p>(2) 透明で公正な市政運営のための情報公開及び広聴の充実</p> <p>(3) 情報政策の企画立案、総合調整など情報通信技術を活用した利便性の高い暮らしの実現</p> <p>(4) 新たな課題に積極的に挑戦する人材の育成と確保及び適正な人事管理並びに働きがいある職場環境づくり</p> <p>(5) 適正な財産の管理と活用</p> <p>(6) 建設費と維持管理経費に配慮した公共施設の建設及び改良</p> <p>(7) 計画的で効率的な予算執行など健全な財政運営の確保</p> <p>(8) 公正で競争性の高い契約の執行と工事の品質確保</p>

- (1) 市民、事業者、行政が共に手を携えて、ふるさとに誇りと愛着をもって進める協働のまちづくりを基本とした政策立案と総合調整
- (2) 市の魅力の内外への発信と積極的でわかりやすい市政情報の提供
- (3) 市税の適正で公平な賦課徴収による財源の確保と納税意識の高揚
- (4) 市政の基本方針など主要な政策の企画立案、総合調整により市の組織が一体となって進める行財政改革の推進
- (5) 計画的で効率的な予算執行など健全な財政運営の確保
- (6) 市政に関する重要な情報の収集、調査、調整など秘書
- (7) 他の部に属しない事務の調整

総務部

- (1) 危機への適切な準備と対応による市民や地域の安全の確保
- (2) 情報政策の企画立案、総合調整など情報通信技術を活用した利便性の高い暮らしの実現
- (3) 市民、市の行政ニーズに即した条例、規則等の適正な管理と市議会との連絡調整
- (4) 透明で公正な市政運営のための情報公開及び広聴の充実
- (5) 新たな課題に積極的に挑戦する人材の育成と確保及び適正な人事管理並びに働きがいある職場環境づくり
- (6) 適正な財産の管理と活用
- (7) 公正で競争性の高い契約の執行と工事の品質確保

まちづくり部

- (9) 市税の適正で公平な賦課徴収による財源の確保と納税意識の高揚
- (10) 他の部等に属しない事務の調整

市民生活部

- (1) 世代を問わず、だれもが能力と個性を発揮し、活躍できる社会の実現
- (2) 生涯にわたって学び続けることのできる生涯学習の展開
- (3) 地域の魅力や個性を生かし、市民の高い協働意識に支えられた地域住民主体のまちづくり
- (4) 魅力ある市民文化の創造及び活動支援と振興
- (5) 市民が楽しみながら元気になる市民スポーツの振興
- (6) 同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、すべての人の人権が尊重される温かい社会の実現
- (7) 身近な行政サービス窓口の総合的で効率的な提供による市民の利便性の向上
- (8) 市民との連携等による自然環境の保全、汚染の防止、省エネルギーなど環境にやさしいまちづくり

- (1) 同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消をめざし、すべての人の人権が尊重される温かい社会の実現
- (2) 魅力ある市民文化の創造及び活動支援と振興
- (3) 市民力、地域力による犯罪や交通事故の未然防止
- (4) 地域の魅力や個性を生かし、市民の高い協働意識に支えられた地域住民主体のまちづくり
- (5) だれもが能力と個性を十分に発揮できる共生社会の実現
- (6) 生涯にわたって学び続けることのできる生涯学習の展開
- (7) 市民が楽しみながら元気になる市民スポーツの振興
- (8) 身近な行政サービス窓口の総合的で効率的な提供による市民の利便性の向上

健康福祉部

- (1) 子どもや高齢者、障害者をはじめ、すべての市民が共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現
- (2) 子どもの健やかな発育と安心して子どもの養育ができる環境の整備と青少年の健全育成
- (3) 高齢者や障害者の住み慣れた地域での安心した暮らしと必要に応じて充実した施設サービスが利用できる環境の整備
- (4) 適切な公的扶助制度の充実と市民皆保険制度による経済的な安心の確保
- (5) 健康の保持、増進のためのサービスや機会の提供等による生涯を通じた心と体の健康づくり

経済環境部

- (1) 新鮮で安全な農産物の生産及び流通の促進による農業の持続的な発

- (9) 資源の再利用、再資源化等による廃棄物の減量化の推進と適正で効率的な処理による生活環境の保全

健康福祉部

- (1) 子どもや高齢者、障害者をはじめ、すべての市民が共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現
- (2) 妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援環境の整備
- (3) 高齢者や障害者の住み慣れた地域での安心した暮らしと必要に応じて充実した施設サービスが利用できる環境の整備
- (4) 健康の保持、増進のためのサービスや機会の提供等による生涯を通じた心と体の健康づくり
- (5) 適切な公的扶助制度の充実と市民皆保険制度による経済的な安心の確保
- (6) 子どもの健やかな発育と安心して子どもの養育ができる環境の整備と青少年の健全育成

展の確保

- (2) 農業、農村のもつ特性を生かした豊かで住みよい環境づくり
- (3) 魅力ある商工業の振興と創業の支援、企業の誘致による雇用の確保など活力とにぎわいのあるまちづくり
- (4) 恵まれた自然や多彩な文化など観光資源の活用による多様な交流観光の創出
- (5) 市民との連携等による自然環境の保全、汚染の防止など環境にやさしいまちづくり
- (6) 資源の再利用、再資源化等による廃棄物の減量化の推進と適正で効率的な処理による生活環境の保全

都市整備部

- (1) 適正な土地利用の推進による自然環境と都市的環境が調和したまちづくり
- (2) 道路、橋梁、河川の整備等による安全で利便性の高い都市づくり
- (3) 自然を生かした公園、緑地の整備と緑化活動の推進による花とみどりにあふれる快適な都市づくり
- (4) 地域の特性、市民ニーズに応じた良質な住環境の提供及び促進
- (5) 建設費と維持管理経費に配慮した公共施設の建設及び改良

上下水道部 省略
(委任)

第4条 部の内部組織その他について必要な事項は、規則で定める。

地域振興部

- (1) 適正な土地利用の推進による自然環境と都市的環境が調和したまちづくり
- (2) 地域の特性、市民ニーズに応じた良質な住環境の提供及び促進
- (3) 道路、橋梁、河川の整備等による安全で利便性の高い都市づくり
- (4) 自然を生かした公園、緑地の整備と緑化活動の推進による花とみどりにあふれる快適な都市づくり
- (5) 魅力ある商工業の振興と創業の支援、企業の誘致による雇用の確保など活力とにぎわいのあるまちづくり
- (6) 恵まれた自然や多彩な文化など観光資源の活用による多様な交流観光の創出
- (7) 新鮮で安全な農産物の生産及び流通の促進による農業の持続的な発展の確保
- (8) 農業、農村のもつ特性を生かした豊かで住みよい環境づくり

上下水道部 省略
(委任)

第4条 部等の内部組織その他について必要な事項は、規則で定める。

三田市防災会議条例新旧対照表

現行	改正案
第1条～第2条 省略	第1条～第2条 省略

<p>(会長、副会長及び委員)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 委員は、次に掲げるものをもって充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 兵庫県の<u>知事の部内の職員</u>のうちから市長が任命する者</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>市長がその部内の職員</u>のうちから任命する者</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>7～9 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>(会長、副会長及び委員)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 委員は、次に掲げるものをもって充てる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 兵庫県の職員のうちから市長が任命する者</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>市の職員</u>のうちから市長が任命する者</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>7～9 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(三田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和59年三田市規則第12号)第12条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ任命権者と協議して、その者の号給を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における給与等の取扱い)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(三田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和59年三田市規則第12号)第12条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ任命権者と協議して、その者の号給を調整することができる。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市職員の配偶者同行休業に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(職務復帰後における号給の調整)</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(職務復帰後における号給の調整)</p>

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(三田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和59年三田市規則第12号)第12条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ任命権者と協議して、その者の号給を調整することができる。

以下省略

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(三田市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和59年三田市規則第12号)第12条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すと認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ任命権者と協議して、その者の号給を調整することができる。

以下省略